平成２６年（フ）第２２９号
埼玉県川口市芝下１丁目１番７―203号
債務者　星野　信夫
1　決定年月日時　平成26年４月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月２日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第１２１号
埼玉県越谷市七左町４丁目372番地１　越谷市営七左町中層住宅207号
債務者　竹田りきえ
1　決定年月日時　平成26年４月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月２日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２６年（フ）第２７３号
名古屋市守山区太田井２番52号、住民票上の住所名古屋市守山区新城10番12号　レーベン新城1001号
債務者　浅山　純子（旧姓谷口）
1　決定年月日時　平成26年４月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月２日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第６０号
愛知県一宮市浅井町大日比野字如来堂1562番地９
債務者　加藤　正延
1　決定年月日時　平成26年４月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月２日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２６年（フ）第６５号
愛知県一宮市千秋町加納馬場字郷内147番地15
債務者　糸魚川康代
1　決定年月日時　平成26年４月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月２日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２６年（フ）第１１３号
仙台市宮城野区東宮城野４番１―810号
債務者　阿部　美考
1　決定年月日時　平成26年４月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月６日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２６年（フ）第１４４号
宮城県岩沼市桑原３丁目４番８号
債務者　大友　理恵（旧姓遠藤）
1　決定年月日時　平成26年４月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月６日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２６年（フ）第１５０号
仙台市青葉区荒巻本沢３丁目21番26号　コーポ和光101
債務者　小幡　典裕
1　決定年月日時　平成26年４月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月６日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２６年（フ）第２０号
新潟県五泉市五十嵐新田867番地６
債務者　熊倉みどり
1　決定年月日時　平成26年４月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月６日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第５４号
新潟市北区早通南５丁目２番26―16号
債務者　木竜　幹雄
1　決定年月日時　平成26年４月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月６日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第５６号
新潟市東区藤見町２丁目20番40号
債務者　長谷川紀恵子
1　決定年月日時　平成26年４月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月６日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第５８号
新潟市中央区京王２丁目16番11号　ハイツ京王桜Ｂ号
債務者　山本　武雄
1　決定年月日時　平成26年４月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月６日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第９３号
岐阜市庵町14番地３　ＭＵヒルズ庵野101号室
債務者　櫛田　安生
1　決定年月日時　平成26年４月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月６日まで
岐阜地方裁判所

平成２６年（フ）第３７号
静岡県富士市厚原1541番地の１
債務者　井出　清一
1　決定年月日時　平成26年４月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月６日まで
静岡地方裁判所富士支部

平成２６年（フ）第３８号
静岡県富士市厚原1541番地の１
債務者　井出　節子
1　決定年月日時　平成26年４月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月６日まで
静岡地方裁判所富士支部

平成２６年（フ）第５５号
神戸市北区山田町下谷上字猪ころび４番地の20　山の街ハイツ201号、従前の住所神戸市北区谷上西町14番３―301号
債務者　黒河美由紀
1　決定年月日時　平成26年４月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月６日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１７５号
神戸市東灘区深江南町１丁目１番58―433号、従前の住所兵庫県西宮市上ヶ原十番町２番30―207号
債務者　宮永　義士
1　決定年月日時　平成26年４月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月６日まで
神戸地方裁判所第３民事部